

生活保護関係事務に関する特定個人情報保護評価書について寄せられたご意見の概要と
札幌市の考え方

1 意見の募集期間

令和5年（2023年）9月7日（木）から令和5年（2023年）10月6日（金）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 保健福祉局総務部保護課（本庁舎3階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

3 意見の受付方法

(1) 郵送

(2) 持参

(3) F A X

(4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

2名

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0人	1人	0人	1人	2人

(3) 意見総数

20件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

生活保護関係事務に関する評価書に対するご意見の概要と札幌市の回答
(令和5年9月7日～10月6日実施)

※同趣旨のご意見は一つにまとめております。

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	進学準備給付金について、性別、障がいの有無、年齢を問わず学びたいものであるので、進学率の向上を見据えた給付金制度の議論が必要なのではないかと。	進学準備給付金は、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援することを目的として、大学等に進学した場合に一時金を支給する国の制度です。
2	「個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」とはどのようなことをいうのか説明していただきたい。	具体的には誤字脱字の修正等の形式的な変更が該当します。
3	近年、生活困窮者が増加しつつある状況だが、対象人数が10万人以上30万人未満というのはどのように算出された数字かわからない。	生活保護電算事務システムでは、現に保護を受けている方だけでなく、過去に受けていた方の情報も保有していることから、10万人を超える人数となっています。
4	マイナンバーカードのひもづけの問題が発覚して久しいが、「マイナポータル」の自己情報開示システムが必要なのかどうか、またオンライン資格確認システムを導入された場合、個人情報の流出があるのではないかと。	マイナポータルの自己情報開示システムは、対象者本人が、行政機関等が保有する自己情報（所得、世帯など）を確認できるサービスとなります。また、医療扶助オンライン資格確認においては、閉域網でデータ連携するなど、個人情報の流出がない仕組みを導入しています。
5	他のシステムとの接続においてマイナンバー関連データ項目との接続が不明です。	他のシステムとの接続において、特定個人情報のやり取りを実施しています。
6	要保護者の同席者や連絡者が生活保護電算事務システムにデータ登録されていません。ここがノーチェックならば、情報漏えいの入り口になると考えます。ここでキチンとチェックして、怪しい個人、団体への抑止力とするべきです。	生活保護電算事務システムには、「(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目」の範囲で記録されるものであり、面接相談時の同席者等の情報も対象になります。
7	医療券、調剤券情報についてまで中間サーバー等と連携をするのは行きすぎではないかと。	医療扶助のオンライン資格確認においては、マイナンバーカードによる資格確認を行うことで、医療券・調剤券情報が連携されるため、紙の医療券・調剤券が不要となります。紙の医療券・調剤券の発行の必要性を判定するためには、中間サーバー等との連携が必要となります。

8	<p>18才までしか児童福祉施設に入れない。また札幌市のこもれび園は、休止により現在通所できなくなっている。子どもの減少はあっても家庭で親に育ててもらえない、また施設で教育していただかないといけないという家庭もあるだろう。施設を出た後の教育及び社会のあり方が問題であろう。親の介護ももちろんある。そのケアの仕方についての政策がすぐに必要である。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の市政運営の参考にさせていただきます。</p>
9	<p>精神障がい者が病院、施設、デイケアで生涯過ごすことなく作業所、一般就労で働く参加を促進し生きる社会が整って共生の歩みを健常者と同様の権利を与えて働くことのできる政策の転換を求める。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の市政運営の参考にさせていただきます。</p>
10	<p>おむつ1か月 6500円での支給は本当に少ないし使い切ってしまう。改善していただきたい。また移動介護が必要なので、ガソリン代や車（ケア・カーなど）、運転手についても不足している。寝具洗たくにつけても時代と合わずもっとサービスを増やしていただきたい。老人ケアというと病院やホームにとらわれがちだが在宅医療への介護を中心として車イス、つえの支給を国から支給していただきたい。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の市政運営の参考にさせていただきます。</p>
11	<p>介護の保険料はますます増加する一方で介護される側も介護する側もとても疲れがあることで他の人に頼らなければならない時代となっている。どの介護に介護される方が必要なのかその介護する人の介護方針に合わせたものに使うべきだ。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の市政運営の参考にさせていただきます。</p>
12	<p>高等学校等就労支援金の支給について身体、知的、特別支援学校の支給の提供が文部科学大臣、都道府県、教育委員会であるのに障がい者だけが提供しなければならないのは差別である。なぜ、健常者は提供しなくていいのか納得はいかない。</p>	<p>高等学校等就学支援金は、保護者等の所得を審査し、認定となった場合は授業料相当の金額が支給される国の制度です。</p>
13	<p>データ消去のルールについて、確認したい。</p>	<p>文書管理の規定に基づき、保管年数を経過している場合は削除する取扱いとなります。</p>

14	ここの（１）面接情報が９ページの（別添１）事務の内容での「生活保護電算システム」へ登録されるのか不明です。この内容が登録されるのであれば、上記の理由から該当する項目（同席者、連絡者）は問題のない人物または団体であるかの検証は勿論ですが、しかるべき関連法規で縛るべきです。	生活保護電算事務システムには、（１）面接情報も含めて、「（別添２）特定個人情報ファイル記録項目」の範囲で記録されます。
15	札幌市に貧困ビジネス規制条例はありますか。無いのならこの機会に整備すべきでしょう。併せて、無低の設備及び運営の基準ともリンクして当該施設に要保護者がいないか参照できる仕組みにするべきです。	いただきましたご意見については、今後の市政運営にさせていただきます。なお、札幌市では、いわゆる貧困ビジネスへの対応として、国が定めた無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に準拠し、札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例を制定し、運用しております。
16	（４）個人開始廃止等情報について、廃止の必要性があるのか納得がいかない	本項目は、生活保護の開始、停止、廃止に関する情報を記録する項目となります。
17	（８）決定履歴個人情報（生活扶助）316 精神病棟Fについて 56 ページの（医療券）638 長期入院券発行Fと同等に扱えないのか。	記録目的が異なる情報のため、同等に扱うことはできません。
18	（３２）医療保険者等向け中間サーバー等のうち、「紙の医療券・調剤券不要判定フラグ」は必要ないと思う。	医療扶助のオンライン資格確認においては、マイナンバーカードによる資格確認を行うことで、医療券・調剤券情報が連携されるため、紙の医療券・調剤券が不要となります。このフラグは、紙の医療券・調剤券の発行の必要性を判定するために必要となります。
19	職員によるミスや不正は、避けることができないと思う。	職員に対しては、必要な知識取得のため、個人情報保護、セキュリティ対策に関する研修を定期的を実施しています。また、職員ごとにその職員が必要とする最低限の処理しか行えないよう、操作権限を設定するとともに、帳票出力履歴や操作履歴を記録・抽出する機能を備え、不正操作の未然防止を図っています。
20	生活保護者は全国的に増加が続いており、コロナの影響と物の値段が上昇していることから、ますます生活保護を受けたいと考える市民が増えることでしょう。そのような中、札幌市が全国に先がけ	いただきましたご意見については、今後の市政運営の参考にさせていただきます。引き続き、生活保護を受給される方々に寄り添った支援に努めてまいります。

<p>て、市民と市が一体となった町づくりをするべきではないでしょうか。そして、生活保護者にとって必要なものとは何かを議論すべきでしょう。現状、福祉を考えるとどうしてもそうはなっていないのは事実です。孤独、孤立させない、自殺、不登校、いじめなど多くの問題を抱えています。どうか札幌市も生活保護者との対話に力を入れて下さい。</p>	
--	--